

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	外外火 13 R1
提出年月日	令和3年5月14日

設工認に係る補足説明資料

外部火災防護設計の基本方針に関する補足説明資料

防火帯の設置方針について

目 次

1. 概要	1
2. <u>防火帯の設定</u>	1
3. 防火帯及び防火帯エリアに設置する機器，構築物の設計方針	1

1. 概要

本資料は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の設計基準対象施設に対する後次回申請を含めた森林火災の影響評価結果を補足説明するものである。ここでは、防火帯の設置の考え方について補足説明する。

また、本資料は、第1回申請（令和2年12月24日申請）のうち、以下に示す添付書類の補足説明に該当するものである。

- ・再処理施設 添付書類「VI-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」
- ・MOX燃料加工施設 添付書類「V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針」

2. 防火帯の設定

森林火災による設計対処施設への延焼防止対策としては、再処理事業所周辺に幅25m以上の防火帯（可燃物が無い帯状のエリア）を設定する。

防火帯の維持・管理については、原則として防火帯内での車両の駐車禁止、物品の仮置き禁止、定期的な除草等、防火帯の延焼防止機能に支障をきたすことがないように手順を定める。

以上に示すとおり、防火帯エリアは原則として、不燃性領域として維持・管理する必要があることから、防火帯エリアに設置する機器、構築物の設計方針を以下のとおりとする。

3. 防火帯及び防火帯エリアに設置する機器、構築物の設計方針

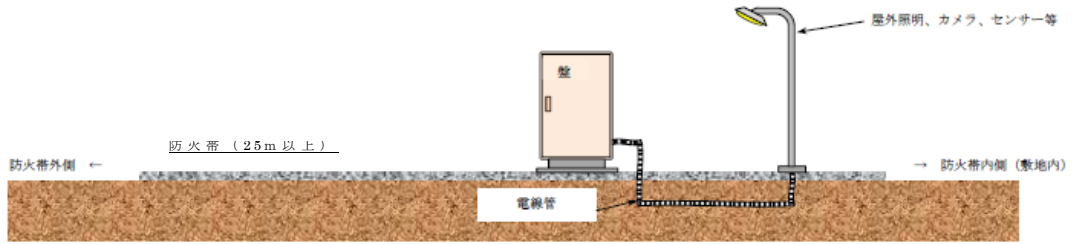
防火帯の延焼防止機能を維持するために、防火帯及び防火帯と干渉する機器、構築物の対応については、以下のとおりとする。

- ①防火帯エリアにおいて草木が生えないように、防火帯内はモルタル吹付け、砂利、簡易舗装等の表面処理を行う。
- ②防火帯エリアは可燃物となるものを設置しないようにするため、原則として可燃物となる資機材、機器、建物の構築物は撤去又は移設する。
- ③ただし、既存の設備・機器で撤去又は移設の対応が困難なものは、第3-1表の対応方針とする。

第3-1表 防火帯に設置する設備・機器等の対応方針

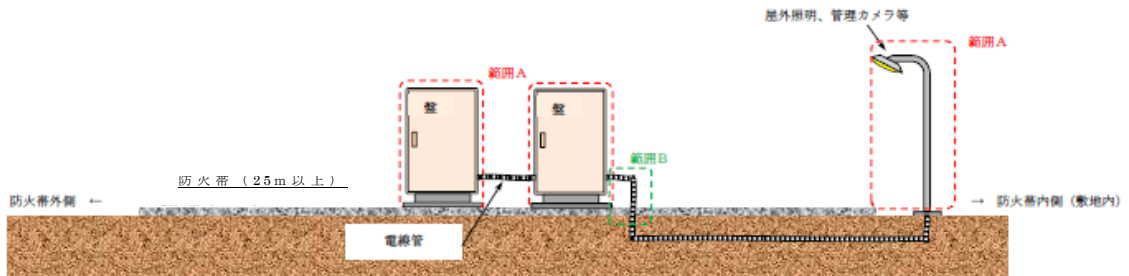
分類		設備・機器の例	対応方針	備考
不燃性の設備・機器		鉄塔，送電線，フェンス，電柱	火災により延焼しないため，防火帯の延焼防止効果に影響を与えないことから対策は不要	
可燃物を含む設備・機器	防火帯内のみ に設置する設備・機器	屋外照明，カメラ，センサー， <u>盤</u> ， <u>デリネータ</u> <u>拡声器</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・局所的な火災となるため，防火帯の延焼防止効果に影響を与えないことから対策は不要 ・デリネータのように，可燃物量が明らかに少量であり，局所的な火災となるものは，防火帯の延焼防止効果に影響を与えないことから対策は不要 	第3-1 図参照
	防火帯を横断して設置する設備・機器	ケーブル，電線管，センサー，トラフ	<p>防火帯の延焼防止機能に影響を及ぼすことが想定されるため，横断して設置される設備・機器は以下の対策をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルは不燃シート等で養生するか，不燃性の電線管とする。これらの対処が実施できない場合は，延焼防止塗料の塗布や防火テープ等の巻付けなどの延焼防止処置を実施する。 ・ケーブル，電線管を埋設化する。 ・地上面にある可燃性のトラフは，<u>コンクリート製の不燃材で覆う設計とする。</u> ・核物質防護設備で上記対策により，設備そのものの機能を阻害するような場合は，対策は実施せず消火活動で対処する。 	第3-2 図参照 第3-3 図参照

・防火帯内に設置する設備・機器等*については、局所的な火災となるため、防火帯の延焼防止効果に影響を与えないことから対策は不要
 (*防火帯のみに設置し、防火帯と並行して設置している設備・機器も該当)



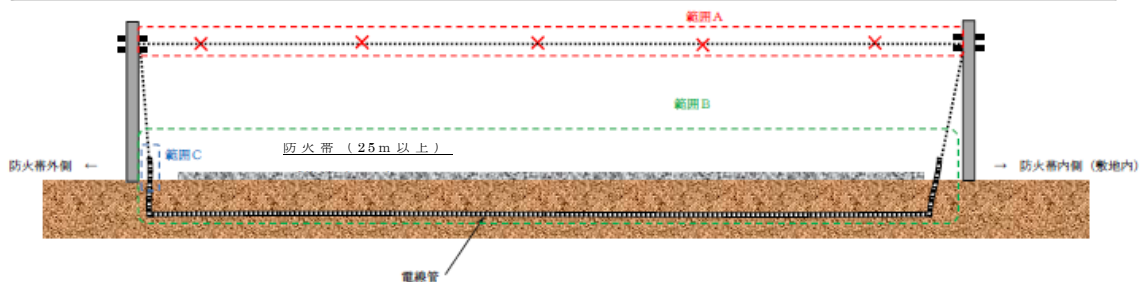
第3-1図 防火帯内に設置する設備・機器の例

・**範囲A**は、不燃性の筐体に収納されており場合は、対策は不要とする。
 ・**範囲B**は、電線管、ケーブルの火災による延焼を防止するため、不燃シート等で養生するか、不燃性の電線管とする。これらの対処が実施できない場合は、延焼防止塗料の塗布や防火テープの巻付けなどの延焼防止処置を実施する。



第3-2図 防火帯を横断する設備・機器の例

・**範囲A**は、ケーブル火災により防火帯内側（敷地内）に火災が到達し、防火帯の延焼防止機能を損なうおそれがあるため対策を実施する。
 ・対策としては**範囲B**のとおり、防火帯を横断するケーブルは電線管に収納して地中埋設とする。
 ・**範囲C**は、電線管、ケーブルの火災による敷地内への延焼を防止するため、不燃シート等で養生するか、不燃性の電線管とする。これらの対処が実施できない場合は、延焼防止塗料の塗布や防火テープ等の巻付けなどの延焼防止処置を実施する。



第3-3図 防火帯を横断するケーブルの例